説

中国における行政強制法の制定と行政上の強制措置制度の改革

中 国 の行政行為に関する手続と法(三・完)

葉

陵

陵

四

 \equiv

はじめに一

行政強制法の位置づけ

目

次

行政強制制度の現状及び立法背景

行政強制の手続

行政強制の種類及び設定

1 行政強制の実施主体及びその適格

2 行政強制措置の実施手続

3 行政機関による強制執行の手続

執行罰及び強制徴収

4

5 代執行及び即時実施

人民法院に対する強制執行の申立

五. 6

六 おわりに――行政強制法の実効性及び課題

行政強制権の行使における違法行為及びその法的責任

はじめに――行政強制法の位置づけ

行政上の強制執行が行政強制の基本であり、 し実力を行使して所期の目的を達するものであるから、 行使する「行政上 強制執行」と行政側がが緊急の必要を満たすために、あらかじめ私人に義務を課することなく、 らかじめ命じられている義務を履行しないので、 阻害するものであり、 に強制を加えて行政目的の達成を図る行政上の強制措置が設けられている。この行政上の強制措置には、 自発的にその義務を履行することが期待されている。私人による行政上の義務の不履行は、 行政機関は、 行政目的の実現のために行政行為等によって私人に作為・不作為の義務を課すことがあり、 の即時強制」との二種がある。このうち、 法的安定及び法秩序の維持の観点からも問題となる。そこで、行政機関が私人の身体や財産 即時強制は例外と位置づけられる。 行政側が義務の履行を強制するために実力を行使する「行政上 人権を侵害するおそれも高い。したがって、法治国家では 即時強制は、 行政権がいきなり私人の身体や財産に対 当該行政目的 いきなり強制力を 私 の実現を 人があ 私人も

L

かし、

行政

行

為

0)

強

制

が、

法律関係

0)

方

0) 当事

者である行

政権

0)

判

断

0)

Z

で行わ

n

るから、

そ

0)

恣意

的

判

が必要である。

現

在

0 アメリ

カでも、

例外的には行政

の自

力執行

と同 流 するおそれもある。 前 0) 行 様に、 政 行 後者は 政 Ŀ 公益の 的 0) まずは行政が出 執行システム 義務履行確保の方法としては、 第三者たる裁判所 実現のために行政が迅速に行動できる利点を有するが、 そこで、 (自力救済特権) 訴して裁判所の確認を得て初めて行うという英米流 裁判が迅速に行われることが不可欠の前提であるとともに、 0) 判断を仰ぐ点で権利保障に厚 と、 義務を命じた行政機関が自ら強制手段を取ることができるというドイ 行政上の義務履行確保についても行政に特権を認めず、 のシステムがある。 11 が、 反面、 行政 が の司法的執行システムに大別される 相手方の権利保障に欠けるおそれ 確保しようとする公益 緊急事態に お 0) 実 私人のそれ 現 ては例 が 'n

己完結的な行政 律に認められなかった。 として当然に具わるとされ、 るときは、 行うことができた。 政行為によって課された義務を国民が履行しないときには、 日本では、 その内容を強制執行する権限をも同時に授権していると見なした。 明治憲法下 的 談執行 当時 0) 仕 の学説は、 の行政上の強制執行制度と現在のそれとでは、 組 温みが、 行政庁が、 こうした実定制度を背景に、 旧 行政執行法、 私人と同じように裁判所に訴訟を提起する司 旧国税徴収法によって設けら 行政庁はそのいずれかの手段で行政 法律が行政庁に行政行為を行う権限 大いに相違する。 行政行為には自力執行 れてい 法的 た③ 執行 戦前に これにより法令または の道を選ぶことは お Ê ては、 力がその を付与 0 強制 ほ 属 ぼ 自

代執行法は、 制執行及び によって私人の 即 その 時 強 身体や財産に苛酷な侵害を及ぼすおそれがある。 名称が示すように、 制 0) 般 法であった旧り 代執 行政 行 の手続の定めであって、 執行法は廃止され、 戦後、 これに代わって行政代執行法が制定され オー 国家権力の過剰な行使へ ル ラウンドの強制執行手続を定めるも 0) 反省から 政 政

整

っていないのが原状である。

ではない。代替的作為義務の履行強制については一般法である行政代執行制度があるものの、行政上 務については強制徴収制度を置くことにとどまる。 それ以外の非代替的作為義務、不作為義務の履行を確保する一 の金銭支払債

流の制度を一般的に導入したわけではないために、義務履行確保のための法制度及びこれらを有効に用いる環境が 般法は存在しなくなり、 しかし、 行に係わる法制度を極端に抑制したものとなっている。現行法は、ドイツ流の行政強制制度をかなり放棄したが、 英米流の司法的強制制度を一般的に採用したわけではない。 両者は個別の法律に根拠がある場合のみ認められる。すなわち、 ドイツ流の制度を中途半端に放棄しつつ英米 現行法は、 行政の自力執

方、 を打ち出したことで知られている。 式が考案されてい ちに一般法である行政手続法を制定するのではなく、「分散から集中へ」「地方から中央へ」という二段階の立法方 に二〇〇八年に行政手続に関する初の地方的規則としての「湖南省行政手続規定」を制定し、「法治湖南」 補完するものとしての ニーズに対応しながら必要な経験を蓄積していく。 いて、それぞれ単行の法律をもって立法すると同時に、地方的法規としての行政手続規定も実施し、 を深めるためのプロセスが是非とも必要であることに鑑み、 「行政許可法」(二〇〇三年)、「行政処罰法」(一九九六年)及び「治安管理処罰法」(二〇〇六年)、「行政強制 諸外国と比較して、行政主導パラダイムが特に強い中国においては、「行政手続の適正化」に対する認識 般法たる行政手続法の法典化を実現する。 . る。 個別法からなる包括的な行政手続法制の法体系を構築する。このうち、 第一段階では、 その後、 行政活動の中で社会や民衆の生活に最も影響のある主な具体的行政行為に 山東省政府も、二〇一一年に「山東省行政手続規定」を制定した。 最終的には行政手続の基本法としての行政手続法、 統一的な行政手続法を制定するための諸条件が整 行政手続法制を整備する現実的なあり方としては、 湖南省 行政実務上 政府は、すで った第二段階 及びそれを の目標

法 初 一行政強制 (二〇一二年) 8 て審議され、 法 の制定は決して順調ではなかった。二〇〇二年に起草された行政強制法案は、 が、 これまで五 第 段階で成立すべきである行政手続に関する単行法として計画されて 口 0) 審議を経て、 二〇一一年六月三〇日にようやく可決された。 いた。 二〇〇五年 か 月 特

配的 13 中 最 民法院 0 法院による強制 または公民、 実体法と手続 制執行 を参考にしながら、 おけ 制 助 玉 高 力を求 正 政手続法制整備 裁 行 る行政 は が行政決定を履行しない公民、 権を有しない行政機関も一 行政権がその権限を行使するために司法機関の手を借りることにはいまだに違和感がもたれている」 政 証 日本の行政実務には、「行政上の義務 **监拠**隠滅 強制 行政 め るの 上の 法人等の財物を一 法 芸執行という三種の手続を定めている。 執 上 0) が 行機関には、 0 直 0) 両 防 基 認 権限行使の 接強制に類似するものと言える。 面 0) 正 本的 められていると言える。 から行政 後発国」 危害発生の には 行 強制 ために司法的 時的に支配する行為を指す(二条二項)。 行政機関の自力執行権を認めると同時に、 とも言える中国 定の場合に司法裁判所に強制執行を申し立てるのを認めてい 政 機関のほ の設定及び実施を規範化するものとして、 回避、 法人もしくはその他 危険拡大の制御等のために、 か人民法院も含まれてい 助力を求めるのを全面的 の強制 の行政強制制度は、 は 行政強制措置とは、 行政強制執行とは、 貫して行政 の 組織に対し強制的に義務を履行させる行為を指す るので、 に認めない立場をとっていると思わ 権自身の手で実施すべきであるとの考えが ドイツ流と英米流の行政強制シ ここにいう行政強制措置 公民の人身の自 行政機関又は行 行政機関が行政管理 例外として、 行政権限 行政強制措 緊急の場 の確保につい 由に 置、 政 機関 の過程 行 る 時 合の 0) 政 的 行政強 申 の概念は、 強 な制 ステ て司 で、 制 請を受け ほ 執 か 限を加 法 違法行 制 Ĺ れ 行 裁判 法は るが 行 0) H 政 長 民 所 本 短

行

政

強制

法

は、

行政許可法」

及び

「行政処罰法」

とあ

わせて行政手

続立法に関する

部

作

と言

わ

n

7

V

論

行政罰という侵益的行政行為を規律するものであるが、「行政強制法」は、行政行為によって課された義務の実効 このうち、「行政許可法」は、許認可という「授益的行政行為」を対象とするものであり、「行政処罰法」は、

違法行為及びその法的責任、 法の制定と行政管理体制の改革を取り上げ、また、「中国の行政行為に関する手続と法(二)」として、行政処罰法 性を確保することを目的とするものである。筆者は、「中国の行政行為に関する手続と法(一)」として、行政許可 の現状及び立法背景、 及び治安管理処罰法の制定と行政処罰制度の改革を取り上げたが、本稿は、「中国の行政行為に関する手続と法 (三)」として、起案から成立まで長い一二年の歳月を要した「行政強制法」を中心に、中国における行政強制制度 行政強制の分類及び設定権、行政強制の実施主体及び実施手続、 行政強制法の実施が中国社会にもたらす影響及び今後の課題などについて検討を行う 行政 強制権の行使における

行政強制制度の現状及び立法背景

という明確な目標を掲げている。行政行為及びその手続を規律する行政手続立法もこの目標を実現するための不可 ○年に「法治政府建設の強化に関する意見」を発布し、一○年程度のたゆまぬ努力によって法治政府を実現させる して強調されるようになった。国務院は、二○○四年に「法に依る行政の全面的推進に関する実施要綱」、二○一 法原則 九七九年に始まった改革・開放政策の進展及び社会主義市場経済の深化に伴い、社会主義法治国家の建設が憲 (五条一項) として定められるようになり、法による行政の推進、 法治政府の建設もその重要な構成部分と

主 欠 処罰及び行政強制を規律する 義法体系 環であり、 0) 中 核 とり 的 法律」 わけ とも位置づけられ 行政 実務におい 「行政許可法」、「行政処罰法」 て最も多用され、 t 11 る 社会的影響が最も大きい 及び 「行政強制法」 は、 行政行為である 中 · 国的 な特 色の 行 政 ある 可 行

法規、 な 政 は、 定められていた。 為による企業の を享有する主体 略する) 強 0) が不足し、 お 中 側 玉 7 行政法規、 行政 権 政 面 0 強制 0) から 強 限 行 公共 《規則、 制 統 の濫用によって公民、 政 強制 際 立 0) 計では、 (n) 退 が繁多であ 実施主体、 部 財産差押え範囲の逸脱などの被害が各地で多発してい 立 利益及び社会の秩序の保障、 事件が年 そして、 制 行政規則、 地方的法規及び規範的文書の中に散乱している状態をいう。 0) 0 違法行 度には、 た問題が存在すると指摘され 少なくとも七二の法律、 -々工 手続等に関する規定が混乱しているため、 ŋ 為に対する不作為や 一千以上の地方的法規及び規則の中で行政強制に関する規定が置かれていた。「 これまで一般法である行政強制法がなかったため、 地方的法規及び規範性文書までも行政強制措置を設定できるので、 行 スカレート 法人等の適法な権利利益を損なうことも度々発生する。 政 強制権を社会組織や個 しており、 非効率的 行政上の職責の実効性を確保することも困難であ 一二二の行政法規の中で二百以上の名称を使った様々な行 って Vi 地方政 $\delta_{\hat{\mathfrak{o}}^{\widehat{1}\widehat{2}}}$ な状態を言う。 人に委託して実施させる地 散 府の政策変更による企業の とは、 行政強制 。 る_{〔〕} 行政強制に関する規定が 行 軟」 政 機関 が恣意的に行われている状 全国人民代表大会 とは、 が下した決定を 散、 方政 行政機関 強 乱、 制 例えば、 府や行 的 移転 軟 行政 大量 しっ 0 政 (以 下、 過 部 強 8 と言わ 去一 制 強 か 0) 法 行 n 執 b 制 態を 行 の実施 政 全人代と 実 政 あ 数年 強制 乱 施 0 強 اً ق n 実効 る三 う ح 屰 間 行 が

する

な違法行為に対し、

また、

全国·

人民代表大会常務委員会法制工作委員会の

強制手段の欠乏によって真面

目に処理しない

現象が存在 行

する

方、

行

政 0)

強制 過程

の手段を濫用

調

査でも、

政機

関による法執行

K

お

14

7

は

大

置の形式が煩わしく多い問題、 現象も存在していることが認められた。特に①行政強制措置を設定できる機関が明確ではない問題、 ③行政強制権のない行政機関も、 自ずから行政強制措置を実施するか、 2 行政 またはその 強制

関は、 ⑤行政機関は 他 0 組織に授権、委託して行政強制措置を実施させる問題、 行政強制措置を取る際に恣意性が大きく、公民、法人またはそのたの組織の権利利益に損害を与える問題 行政管理職責を履行するにあたり、必要な手段が欠如していることによって重大な違法行為も制 ④実施手続的な規定が欠けているため、 部 の行政機

されない問題が指摘された。

は、 た第二一回会議における第五次審議) 会議における第二次審議、 常務委員会第一九回会議における第一次審議、二〇〇七年一〇月に開催された第一〇期全人代常務委員会第三〇 二〇〇五年一二月に初めて審議にかけられ、これまで五回の審議(二〇〇五年一二月に開催された第一〇期全人代 査論証及び広範な意見聴取を行いながら修正作業を重ねてきた。二〇〇二年に作成された行政強制法 効的な法執行が要請され、 こうした状況の下で、 一○一一年四月に開催された第一一期全人代常務委員会第二○回会議における第四次審議、 早くも一九九九年三月から行政強制法の起草作業に着手し始めたが、 現行の行政強制制度に不備があることは明らかであり、 統一した行政強制法の制定は緊要の課題となった。全人代常務委員会の法制工作委員会 二〇〇九年八月に開催された第一一 を経てようやく可決され、二〇一二年一月一日に施行されるようになった。 期全人代常務委員会第一〇回会議における第三次 同法の公布まで一二年間かけて緻密な調 新たな視角に立った法整備及び 同年六月に開 実

されて二年経過したとき又は一時的に表決を停止した後の二年間に改めて常務委員会会議による審議に付されなか 該法律制定の必要性及び実行可能性等の重大な問題について比較的大きな意見の不一致があったために審 「立法法」(二〇〇〇年) 第三九条によると、全人代常務委員会会議の審議に付された法案について、 各界に当 議 が中

するために、 意見が対立し、 たときは、 委員長会議は常務委員会に報告し、 幾度も廃案に追 短 期間による収束が難しかったので、 11 、込まれ る直 前に |再審議 当該法案は審議を中止 審議 にかけ 0) 中止という最悪の結果を避け、 ら ń た結 する。 果、 通常は三 行政強制 回とされる法案審 法案の 審議 審議をめぐっ のプロ 議 セ が ス Ŧi. を П Þ な

われることになっ

る。 あると思わ る重要な「立法三 大部分の行政 産の末に成立した行政 ħ . る₂₀ |部作における最終作』として、 権力を規範化する三大単行法の登場に従 強制 法は、 行政 許 可 法、 中 行政処罰: 国の行政手続法制の整備に向けて核心的役割を演じるも 1, 法に続く、 般法である行政手続法を制定する条件も整 具体的行政 行為に対 する事前 的 制 のであ

との 段 ことを目的としている。 を保障及び監督し、 0) 関 ために制定されたものであり、 濫用を防止及び禁止し、 強制 中央立 公共の 法は 第一 法権と地 利益及び社会の 行政管理の能率及び公共サー に、 この立法趣旨を実現するために、 方立 行政強制 公民、 一法権と 秩序を守り、 「行政強制の設定と実施を規範化し、 法人等の適法な権利利益を保護する。 0) 原則 0) 関 係、 を明 公共の 公民、 確にし、 ・ビス 法人及びその他 の水準を高 利益と個 設定及び実施 行政強制権と公民 人 め 0) 利益との 手続 よりよく公共の 0) 組 行政機関の法に基づく職 織 第二に、 から行政 関係に の権利利益との 0))適法的 行政機関の法に基 強制 おける均 利益 権 莉 権 を規範に 利 及び社 衡性 関係、 **|益を保護する|** 会の が 化 図 行 務遂行を保障 秩序 6 政権と司 つく職 行 n を擁護 政 強 条 及 丰

設定及び実施は、 バ ランスを保つために、 適切でなけ ① 行 ればならな 政 強 制 0) 比 例 原 強制 則 以外 教育と強制 の手段を用 0) 結 合原 W て行政管 則 が定めら 理 0) れて Í 的を達成できる場合 W る。 すなわち、 行 政 行

との

政強制

権と公民の

権利利益との

関係につい

ては、

行政機

関

の職務遂行の

確保と公民等の適法な権

利

利

益

0)

倸

制

0)

記した。

(八条一項)。

③第6章

「法的責任」を設け、

行政強制実施における違法行為、

行政強制権の濫用に対する処分を明

(熊本法学128号 '13) 10

論 実施に対し、陳述権、 わせることを堅持しなければならない(六条)。②公民、法人またはその他の組織は、 政強制を設定及び実施してはならない 有する。行政機関による行政強制の違法な実施により損害を被った場合は、法により賠償を請求する権利を有する 弁明権を有する。法に基づいて行政不服審査を申し立て、 (五条)。そして、 行政強制を実施するにあたっては、 または行政訴訟を提起する権利を 行政機関による行政強制 教育と強制を組み合

行政機関は、人民法院に即時執行を申し立てることができる(五九条)。 執行するか否かの裁定を下さなければならない(五八条)。③状況が急を要する場合、公共の安全を保障するため。 る。 法な権益を損なうことが判明した場合は、人民法院が裁定を下す前に被執行人及び行政機関の意見を聴取するうえ、 行政権と司法権との関係については、司法機関が行政権限の行使に助力するとともに、 具体的には、 ②事実又は法律、 ①行政強制執行権を有しない行政機関は、人民法院に強制執行を申し立てることができる 法規の根拠が明らかに欠如していること、もしくはその他の明らかに違法で被執行人の適 それを監督する必要もあ 五三

法機関である全人代は、 地方立法機関である地方人大は、 最高行政機関である国務院は、行政法規で行政強制措置を定めることができる。②地方的事務に属する事項につき、 中央立法権と地方立法権との関係については、国土が広大で、 中央と地方がそれぞれ所定の権限内で行政強制措置を設定することができる。すなわち、 法律をもって行政強制措置を設定するが、 地方的法規により強制措置を規定できる (一〇条)。ただし、法律の規定を拡大 地域間の格差が大きく、 国務院の行政管理の職権に属する事項につき、 地方事務も千差万別であ ①最高立

してはならない

きる

(六四 部門

条 が Ò

権利救済原則については、

公民、

法人またはその

他

0 接責

組織

は、

行政

機関による行政

強

制

0

実

機関

及び

そ

職

員

が、

行政強制

権を利用して、

所属先または個人の

ためにが

利益をは

かった場合、

上

級

行

政

機

関

また

は

関

連

是正を命令し、

直

接責任を負う主管人員及びその

他

0)

直

任者に対し法により処分を科すことが

休日 的 るほうが軽 危 護することを同等に重んじなければならない。 と害がな 行 \hat{o} 政 一微な 強制 ど個 場 執 合は 「公共 行を実施 人の 0 行政 利益との関係につい 利益」 強制措置を講じなくてよい してはならない。 を守るよりも優位である。 ては、 また、 公共の利益及び社会の秩序を守ることと個人 例えば、 行政機関 (一六条二項)。 (2) ①違法行為の情状が著しく軽微であり、 は)緊急の場合を除くほ 住 良 の生 すなわち、 活 に対 か、 重 一要な 行政 水、 以機関は、
 電 個 気 人 の適法な権 0 暖 房、 夜間または法定 利 又は顕著 益 ガ 莉 ス な社 保 0 利 供

を停止

する等の

方法で当事者に関連行政決定の履行を迫ってはならない

回

条)。

比例 なわ 解 14 料 Ħ 則に 原 7 則 原 または 的 行 則 原 政 を 0 達 強制 則につい 比 つい 延滞 ては、 例 状 成できる場 況下 原則、 法は、 政 ては、 強 金 ては、 行 で、 制 0) 賦 教育と強 従来から行政 を 政 当事者と執行合意を取り決めることができる 行政強制執行を実施するにあたって、 実施するにあたって、 谷 強 課金額は金銭給付義務の金額を超えてはならない 行政 は、 制 0) 強制 制の 行 設定及び実施 政 結 機 の設定及び実施は、 強 制を設定及び 合原則 関による濫用 は、 和 教育と強制を組み合わせることを堅持しなければならな 法定 解 原則、 が 実施してはならない 問題となっ の 適切でなければならない。 権 濫用禁止 限、 行政機関は、 範 7 囲 原則及び権利救済原則の適用を定めてい V た行政 条件及び手 四 (五条)。 強 公共の利益及び他人の適法な権 (四五条二項)。 条 制 0) 項)。 続に従わ 金銭給付義務 設定及び実施の手続に 強制以外の手段を用 濫 用 なけれ 禁止 教育と強 原 0 ばならない 執 則 制 行に に つ 0) いて行 結合原 あ つ 13 ては、 . る。 (六条 利 た W 利益 つ 政管理 て、 四 則 和 0 渦

場合には、

法に基づいて賠償を請求する権利がある(八条)。

公民、 対し、 機関が違法な行政強制を実施したために損害を被った場合には、法に基づいて賠償を請求する権利がある。 法人またはその他の組織が、 陳述権、 弁明権を有し、 法により行政不服審査を申し立て、または行政訴訟を提起する権利を有する。 人民法院の違法な強制執行行為または強制執行範囲の拡大により損害を被った また、 行政

三 行政強制の種類及び設定

には、 身の自 定を前提とすること」や「義務の強制履行」といった特徴を有するものである。 具体的には、 他の行政強制措置がある 産の競売もしくは法に基づく処理、 行政決定を履行しない公民、法人もしくはその他の組織に対し強制的に義務を履行させる行為をいう(二条三項)。 が行政管理の過程で、違法行為の制止、証拠隠滅の防止、 中 ・国における行政強制としては、 両者の相違と言えば、 ①公民の人身の自由の制限、 由に一 ①過料又は滞納金の賦課、 時的な制限を加え、または公民、 (九条)。そして、行政強制執行とは、 行政強制措置は、 ④妨害の排除及び原状回復、 2場所、 行政強制措置及び行政強制執行との二種がある。行政強制措置とは、 ②預金・送金の振替、 施設又は財物の封印、 法人等の財物を一時的に支配する行為を指す(二条二項)。 時性」の特徴を有するものであるが、 危害発生の回避、 ③封印し、または差し押さえた場所、 行政機関又は行政機関の申請を受けた人民法院が ⑤代執行、⑥その他の強制執行方式がある ③財物の差押え、④預金・送金の凍結、 危険拡大の制御等のために、公民の人 行政強制執行は、「行政決 施設または財 行政機関 具体的 **⑤**その

より、 事 則 定原 権 に対する見解がなお統 制 保として法律の き措置以外の行政 を達成できる場合は、 あるか、 権を付与すべきであるか、 定する決定、 方的法規 めぐって、 項 まず、 行政 限 0) í 萴 設定範 強制 及び比例原 範囲 全人代及びその常務委員会は、 行政 どれぐらいの設定権を付与すべきであるかが最大な焦点であった。 行政強制 ①行 囲 これまで法律のほか、 は、 玉 務院 は、 法規により、 命令等の規範性文書によっても定められていた。こうした「乱立」 条件及び手続に従わなければならないこと 公民、 みに付与されてい 政 の各部 強制 行政 強 措置の設定権 則に基づき、 制 措置 措置 強制 法人及びその他 行政強制を設定及び実施してはならないこと(五条)を定めている。 一されていないが、 は法律 ②行政規則には設定権を付与すべきであるか、 委員会や省級政 を定めることができる。 第九条に定められた公民の人身の自 法の立法段階における主な論点の一つとなった。 は、 行政強制措置 . る。 で設定する。 玉 法律、 「務院が制定する行政法規、 この組織 これは 実際の必要性に応じてその立法 公布された行政強制法には、 府が制定する行政規則、 行政法規及び地方的法規に限定されている。 及び行政強制執行の設定についてそれぞれ具体的な規定を置 の人身権または財産権に対する制限または剥奪になる。 「立法法」 ②法律が制定されておらず、 すなわち、 の関連規定の趣旨にも合致するものである。 (四条)、 この二つの 曲 省級人民代表大会及びその常務委員会が制定する の制限、 また、 さらに、 権限 行政強制の設定及び実施につい 強制以外の手段を用 行 預金 ③地方的法規にも設定権を付与すべ 0 政強 か 特に①行政法規にはどれ 行政規則より 中 立法当事者の <u>。</u> つ 制 送金 玉 の状況を解消するために、 務院 部 措 置 0 0) 凍結、 事 具体的には、 0) 0 設定権 間 項について先に行 行政管理 下位の、 E 行政強制 及び法 N お は、 て行 いては、 各行政 0 法は、 政管 ぐら その 絶対 同法第 律で規定すべ 法律留 職 さ、 権 この 機 琿 的 こい 法定 法律 九 保 行 政 属 0) 0) 関 間 きで 法 0) 目 政 が る 原 的 題 地

を制定できる旨国務院に授権することができる。

ただし、

公民の政治的権利を剥奪しまたは人身の自

由を制

限する

属する事項は、

政強制 定の拡大を行ってはならない。 すなわち、 は、 法規及び地方的法規に付与されている。そして、国務院の行政管理の職権に係わるその他の行政強制措置の設定権 (一○条)。また、行政強制法は、法律優位の原則に基づき、法律の規定を拡大して定めることも禁止している。 行政法規に付与されている。 措置を規定することができる。すなわち、 法律が行政強制措置の対象、 法律において行政強制措置が設定されていないものについては、 ④法律、法規以外のその他の規範性文書では、 条件、 種類が定められているものについては、行政法規、 行政強制措置を設定してはならな 行政法規、 地方的法規で規 地方の

法規で行政強制措置を追加して設定してはならない(一一条)。

に見られるとして、この状況を是正するために、その設定権を法律のみに収斂する必要があると強調した。 地域 政強制執行の設定権を付与すべきであるか否かに対し賛否両論があった。 れていない 要請に効率よく対応できないと主張したが、反対論は、現行の行政法規に行政強制執行を「乱設」する現象がすで て複雑で重大であるため、 の発展水準が均衡性に欠け、 行政強制執行は、 場合、 行政強制執行の設定権が原則として法律に限定されているが、 行政決定をした行政機関は、 行政強制執行の設定権をすべて法律に付与するのであれば、こうした繁雑な行政管理 法律によって設定される 様々な社会問題も多発している転換期の中国において、 人民法院に強制執行を申し立てなければならないとしている(一三 (一三条一項)。立法段階においては、 賛成論は、 法律に行政機関による強制執行が定めら 国土が広大で、 行政法規にも一 行政管理 の責 人口 務が極め が多く、 行政 定の行

条二項)。

当該行政強制を設定する必要性、 政強制を設定しようとする段階では、起草者は、 さらに、 行政 強 制 の設定中における意見聴取手続が定められている。すなわち、 生じる可能性のある影響ならびに意見の聴取及び採用の状況を説明しなければ 聴聞会、 論証会等の形式で意見を聴取し、 法律、 法規の草案を起草して行 かつ、 制定機関に対し、 な

四条)。

真摯に検討し論証し、 ない。 13 た行政強制に対し定期的に評価を行い、 設定機関と実施機関に対 また、 かつ意見を当該行政強制の設定機関に報告することができる。③公民、法人またはその他の組織 ②行政³ 行 政強制 強制 の設定後に対する評価手続も設けられ の実施機関は、 かつ適切な方式でフィードバックしなければならない(一五条)。 Ĺ 行 政強制 すでに設定された行政強制の実施状況及び存続の必要性につい かつ不適切な行政強制に対しては遅滞なく改正または廃止しなけ の設定と実施について意見や提案を提出することができる。 てい る。 すなわち、 ①行政強制 の設定機 て、 関 は、 関連機関 適宜評 は、 その設定し 行 ń 関は :価を行 にばなら 政 強

四 行政強制の手続

1 行政強制の実施主体及びその適格

ち、 行 ① 法律、 鼓 強制 法 0 法規に定める行政機関は、 規定により、 行 政 強制を実施する主体としては三つ 法定の職権の範囲内に お いて行政強制措置を実施する の種別がある。 第一 は行政機関である。 (一七条一項)。 すなわ (2)

行 執行権を有する行政機関は本章の規定により強制執行を行うことができる 政機関が法により行政決定を下した後、 当事者が行政機関の決定した期限内に義務を履行しない場合、 (三四条)。 第二は行政強制執行 行 0) 政 協 強

た後、 替を求める場合、 者としての金融機 金融機関に通知しなければならない。 すなわち、 直ちに振替を行わなければならない。 法律、 関である。 金融機関はこれを拒否しなければならない 行政法規により授権された公共事務管理権能を備えた組織が、 すなわち、 金融機関は、 預金・送金の振替は、 法律の規定する以外の行政機関または組織が当事者の 行政機関が法に基づいて行った預金・送金振替の決定を受領 (四七条)。第三は公共事務管理権能を備えた組織 法律の規定する行政機関により決定し、 法定の授権範 預 囲 内に 送金の "つ書 お 面

自らの名義で行政強制を実施する場合、本法の行政機関に関する規定を適用する

(七〇条)。

員により実施されなければならない。 も設けられている。 益を侵害し、 く見られる。 長 [措置 間 行政機 の権限 政府に対する民衆の信頼感を損なうことが多発しているため、 しかし、 は、 《関の定員や経費の不足のため、 具体的には、 これを委託してはならないこと、 行政機関の恣意的な委託や管理協力人員の適格性などによって行政の相手方の適法な権利 ①行政機関は、 その他の者は、 法定の職権の範囲内において行政強制措置を実施すること、 1 わゆる管理協力人員に委託して行政強制を実施させる現 これを実施してはならないこと(一七条一 ③行政強制措置は、 行政強制の実施主体に関する資格制 行政機関 の資格を有する 項 四 行政法律執 項 象が が ょ

る行政 れてい 衆 る。 強制 0) 便宜 これまで行政処罰権と行政許可権に対する相対的集中化の改革がすでに行われ、 の実施権を一 を 図り、 つまたは幾つかの行政主体に集中させるという相対的に集中した行政強制 実施能率を高め、 実施コストを節約するために、 各種の行政主体によって別 か ~ つ — 定の立法経験 権 制度も定め 々に行使され

府は、 化 制措 連行政 由 する行政機関は、 定により相対的に集中した行政処罰権を行使する行政機関は、 蓄積されてきた。 認可を受けて、 を制 が図られ 置を実施することができると明記している 機関の行政処罰権を行使させることを決定することができる 限する行政処罰権は、 つの行政機関を定め、 た 例えば、 相対的に集中した行政強制権をも同時に享有することとなり、 自治区、 「行政処罰法」により、 公安機関によってのみ行使され得る(一六条)。また、「行政許可法」により、 関連行政機関の行政処罰権を行使させることを決定することができるが、 直轄市の人民政府は、 (一七条二項)。 国務院または国務院の授権を得た省、 簡素、 統一、 法律、 これによって相対的に集中 効率の原則に従い、 (二五条)。 法規に定める行政処罰権と関係のある行 「行政 行政法律執行権の統 強制 一つの行政機関を定め、 自治] 法 した行政処罰権を享有 区 直 行 轄 政処罰 化及び効 市 人身の 0 人民 法 玉 政 0 務 関 政 Á 規

2 行政強制措置の実施手続

る。 をその場で当事者に告知する。 事者に立ち会うよう通知する。 ②公開手続 具体的には、 強制 措置を実施する一 (1) - 二名以上の行政法律執行員により実施する。 承認手続 般手続としては、 **④**弁解聴取手続 そして、 行政 強制 行政強制措置を講じる理由、 措置の実施前に、 承認、 当事者の陳述及び弁明を聴取する。 公開、 告知、 行政機関の責任者に報告して承認を受けなければならな 法律執行身分照明証を提示する。 根拠及び当事者が法により有する権 弁解聴取、 現場記録などの諸制度が定められて ⑤現場記録手続 ③告知手続 利 現場記 救済手段

を作成する。

現場記録に当事者及び行政法律執行員が署名または捺印を付す。

旨を明記する。

当事者が立ち会わない場合は、

立会人に立ち会いを求め、

立会人及び行政法律執行員が現場記録

当事者が拒否した場合は、

記

録にその

署名または捺印を付す(一八条)。

ない。

れてい 行政強制措置は、 るが、 その実施について第一八条に定められた一般手続を履行するほか、 公民の人身の自由 の制限、 場所、 施設または財物の封印、 差押え、 各特別手続も遵守しなけれ 預金 ・送金の凍結に分類さ にばなら

結した財物も併せて移送し、 所及び期間をその場で告知し、 施する目的がすでに達成され、 補完すること、③人身の自由を制限する行政強制措置の実施は、 強制措置をその場で実施した場合は、 他方、 公民の人身の自由を制限する行政強制措置を実施する場合は、 違法行為に犯罪の疑いがあり司法機関に移送すべき場合は、 かつ書面で当事者に告知しなければならない(二一条)。 または条件がすでに消失している場合は、 または行政強制措置を実施した後直ちに当事者の家族に通知する、 行政機関に戻った後、 法定期限を超えてはならない。 直ちに行政機関の責任者に報告して承認手続 速やかにこれを解除しなけ ①行政強制措置を実施する行政機 行政機関は封印し、 行政強制措置を実 差し押さえ、 ②緊急の状況下 ればならな 関 場

印章及び日時である ない。 明細書を作成し、 施設または財物を封印し、差し押さえてはならない。 えてはならない ①当事者の氏名または名称、 施設または財物の名称、 封印、 (二三条)。そして、行政機関が封印、 その場で交付しなければならない。 差押えの対象は、 (二四条)。 数量等、 住所、 事案に関係する場所、 ④行政不服審査申立及び行政訴訟提起の方法及び期限、 ②封印、 差押えの理由、 公民個人及びその扶養家族の生活必需品を封印 封印、 差押えの実施を決定した場合、 施設または財物に限られ、 差押えの決定書には以下の事項を明記しなけ 根拠及び期間、 ③封印し、 違法行為と関係のない 封印、 または差し押さえる 差押えの決定書及び ⑤行政機関の名称、 ń 差し押さ にばなら

わなければならない(二八条)。

事者に告知し、 することができるが、 封印、 差押えの期間 かつ理 延長期間は三〇日を超えてはならない。 ?は三○日を超えてはならない。 由を説明しなければならない (二五条)。 状況が複雑な場合は、 封印、 行政機関は、 差押えを延長する決定は、 行政機関の責任者の承認を経て、 封印、 差押えの措置を講じた後、 遅滞なく書 面 遅 長

滞なく事実を究明し、

法定の期間内に処理決定を行わなければならない

(二六条)。

なけ じる必要のないその他の場合のいずれかに該当するとき、 印 を返還しなければならない。 またはその他の保管が容易ではない財物をすでに競売または換金した場合は、 または財物が違法行為と関係のない場合、 封印、 ればならない。 押えの必要が無 差押えを解除する手続については、 そして、 W 場合、 封印、 換金価格が明らかに市場価格より低く、 4封印、 差押えを解除するときは、 差押えの ③行政機関が違法行為についてすでに処理決定を行っており、 ①当事者に違法行為のない場合、 期間がすでに満了している場合、 行政機関は、 直ちに財産の返還を行わなけ 当事者が損失をもたらした場合は、 遅滞なく封印、 2 封印 競売または換金により得られ ⑤もはや封印 Ļ 差押えの解除 差し押さえた場 れば なら 差 押え措 な の決定を行 b 所 補 賞を行 生鮮 置 ば た金員 を講 や封 施

はならない。 違法行為の 関係する金額に相当するものでなければならない。すでにその他の国家機関に法により凍 預金・ その他の 送金の凍結は、 W かなる行政機関または組織も預金・送金を凍結してはならない。 法律に定める行政機関により実施され、 その他 の行政機関または 預金・ 送金 組 0 **結され** 凍結金額 てい

関に凍 行 政 機関 結通知書を交付しなければならない。 は 法により預 金 送金の 凍結の実施を決定した場合は、 金融機関は、 行政機関が法に基づい 第 八条に定める手続を履 て出した預金・ 送金凍結決定書を 行 か 金 融

Ł

0)

は

重複して凍結してはならない

(二九条)。

機

受領した後、直ちに凍結を行わなければならない。これを延期したり、 してはならない。 法律に定める以外の行政機関または組織が当事者の預金・送金の凍結を求める場合、 凍結前に当事者に対して情報を漏洩したり 金融機関

これを拒否しなければならない(三〇条)。

凍結の理由、 なければならない。 法律の規定により預金・送金を凍結する場合、 根拠及び期間、 凍結決定書には以下の事項を明記しなければならない。 ③凍結する口座番号及び金額、 決定を下した行政機関は三日以内に当事者に凍結決定書を交付し ④行政不服審査申立及び行政訴訟提起の方法及び期 ①当事者の氏名または名称、 住 所、 限 (2)

⑤行政機関の名称、印章及び日時である (三一条)。

預 状 (金・送金を凍結した日から三〇日以内に、 況が複雑な場合は、 凍結延長の決定は、 行政機関の責任者の承認を経て延長することができるが、 遅滞なく書面で当事者に告示し、 行政機関は処理の決定または凍結解除の決定を下さなければならな かつ理由を説明しなければならない 延長期間は三〇日を超えては (三二条)。

融機関は、 を解除しなければならない。 ④凍結の期間がすでに満了している場合、 為と関係のない場合、 預金・送金の 行政機関は、 凍結期間満了の日をもって凍結を解除しなければならない (三三条)。 遅滞なく金融機関及び当事者に通知しなければならない。 凍結を解除する手続については、①当事者に違法行為のない場合、 ③行政機関が違法行為についてすでに処理決定を行っており、 遅滞なく凍結解除の決定を下さなければならない。そして、 行政機関が期限を過ぎても処理の決定または凍結解除の決定を行っていない場合、 ⑤もはや凍結措置を講じる必要のないその他の場合のいずれかに該当す 金融機関は、 行政機関は、 ②凍結した預金・送金が違法行 もはや凍結の必要が無い場合 通知を受けた後、 凍結解 直ちに凍 除の決定を 金

3 行政機関による強制執行の手続

中 が は、 政 照合を行わなけ 事 ならな を履行せず、 はこれを採用しなければならない う権利を有する。 あらかじめ当事 不服 履行方式、 関 止 できない 面 項を明記 行合意などの する要件としては、 坐 形式で行い、 は 審査申立及び 強 事者に直 即 催告期 執 場合は、 時 しなけ 金銭給付に係わる場合の明確な金額と給付方法、 行 強 しかも 者に義 |接送達しなければならない。 ń 諸 制 0 かつ、 'n 執行 ば 制 間において、 行政機関は、 民事 般手続 行政訴訟提起 正当な理由も ならない。 ばならない 度が定められてい 務の履行を催告しなけ 0) 当事者の氏名または名称、 当事者が行政決定を履行することが困難であり、 訴訟法の 決定を行うことができる としては、 当事者が申し出た事実、 財物の移転または隠匿の形跡があることを証する証拠があるものについ 当事者の意見を十分に聴取し、 (三五条)。 関連規定により送達する の方法及び ない場合、 (三六条)。 催告、 る。 具体的には、 ②意見聴取手続 行政 当事者が受け取りを拒否する場合、 期限、 れば 意見聴取、 ③決定手続 機関は、 ならない (三七条)。 住所、 行政機関 理由または証拠が 決定、 ①催告手続 強制執行の理由及び根拠、 強制執行の決定を下すことができる。 (三八条)。 催告は 0 ④送達 送達 名称、 催告を経て、 当事者が申し出た事実、 当事者が法により有する陳述権及び 当事者は、 書 印章 実施、 面形 ⑤執行中 実施手続 行政 心式で行う または 及び日時とい 正当なものと認 期限を過ぎても当事 催告書を受領した後、 機関 執行 は 一 止または または当事者に直接送達すること V 時 的に 催告 または執行終結 強制執行の方式及び か 強制執行の決定を下す 理由及び証拠に対 0, 0 執行終 た事 書 ぬられ 履行能 義務 行 項 力の 結 者がなお行 を明 強制 る場 政 0) 手 陳 履 強 弁明権とい 述と弁 な 行期 制 記しなけ 執 ては、 W 執行 行 時 狱 0 行 限 場 決定 政機 期 記 崩 前 執 決 政 口 決定 定書 を行 n 0 た 務 第 関

(熊本法学128号 '13) 22

行政決定の執行を確保すると同時に、 要があると判断するその他の場合が挙げられる 義務引受人もいない場合、 関はもはや執行をしない が挙げられる。 解制度の設置については、 ることを約定することができる。 益を損なわない状況下で、 を返還しなければならない。原状を回復し、または財物を返還できない場合は、 執行の根拠となる行政決定が取り消され、 危険性がなく、 しかも執行の中止が公共の利益を損ねない場合、 三者が執行目的物に対し権利を主張し、 要請に合致するものとして導入することになり、 行政決定の執行の効率性及び問題の緩和に有利であるとの積極的な見解の賛否両論があったものの、 執行目的物が滅失した場合、 ⑦執行合意手続 当事者が執行合意を履行しない場合、 当事者に履行能力がなく、 しかし、 執行中止の事由が消失した後、行政機関は執行を再開しなければならない。 (三九条)。また、 行政強制執行を実施するにあたって、行政機関は、 当事者と執行合意を取り決めることができる。執行合意においては段階を分けて履行す 法人またはその他の組織が消滅し、 立法段階において行政決定の権威性に悪影響をもたらすおそれがあるとの消極的 当事者が救済措置を講じる場合は、 執行の根拠となる行政決定が取り消された場合、 社会衝突の減少を促すこともできるので、 明らかに理由のある場合、 変更され、 執行中止から満三年を経過しても執行が再開されていない場合、 執行を終結する要件としては、公民が死亡し、 行政機関は強制執行を再開しなければならない (四○条)。 行政機関が執行を中止させる必要があると判断するその他 または執行に誤りがあった場合、 行政法制上の重大な革新であるとも評された。 ⑥原状回復手続 執行可能な財産が無く、権利義務引受人もいない 執行が回復困難な損失をもたらす可能性があり、 賦課する過料または延滞金を減免することが 公共の利益及び他人の適法な権利 ―執行中または執行完了後において 社会主義的調和社会を構築するた 国賠法等により賠償を行う 行政機関が執行を終結させる必 原状を回復し、 執行可能な遺産が無く、 (四二条)。この和 顕著な社会的 または財物 結 行政機 1の場 回 利 場

めの

b 主 12 強制執行を実施してはならないこと、 方法を用いて当事者に関連行政決定の履行を迫ってはならないこと れた。 また、 L 撤去の期限を定める。 ついては な W .場合、 民 例えば、 父衆の 違法な建築物、 権 行政機関は、 利 ①乱暴執行の予防につい 利益 当事者が法定の期限内において行政不服審査の申立または行政訴訟の提起を行わ の保護や適正な行政手続の見地から、 構築物、 法により強制撤去することができる 行政機関は、 施設等を強制撤去する必要のある場合、 ては、 行政機関は、 住民の生活に対し、 緊急の場合を除くほか、 行政強制 回 几 (四三条) 条 水、 執 電気、 と明記されてい 行の実施方法についても改善策 行政機関が公告を行 が法定されている。 暖 房、 夜間または法定休日 ガ スの る 供給を停止 ② 妨 当 ず、 事 害 する 0 が .講 排 0) 政

4 執行罰及び強制徴収

その するものである。 機 行罰 関 履行を強制するものである。 執行罰とは、 が 期限までに義務 は 義務者の 過料または延滞 財 中国では、 産に強制を加え、 一政上の義務を相手方が履行しない場合において、 が履行され 金の賦課を基本的な手続とするが、 執行罰と強制徴収も金銭給付義務の履行を確保するための手段として用いられている。 また、 ない場合に過料を課することによって、 当該金銭に相当する財産的 強制徴収とは、 義務者が金銭納付義務を自ら履行しない場合にお 強制徴収の基本的な手続は、 価値を強制的に徴収することによって、 行政機関が 義務者に心理的圧 定の期限を示して過料を戒告し、 迫を. 財物 加 0) Ž, 封印と差 間 義務を実 いて、 接的に義務

行 政 金銭 機 給付 関が法により金銭給付義務 義務には、 主に当事 者の 0) 納税義務、 行政決定を行う。 行 政費用 当事者が期限を過ぎても履行しない場合、 0 支払義務及び行政処罰である過料の支払義務が含ま 行政機関 ば ñ る

競売による換価である。

(四五条一項)。

論

基づいて過料または延滞金を賦課すことができる。 過料または延滞金の賦課基準は、 当事者に告知しなければなら

管理を実施する過程ですでに封印、 法定期限内において行政不服審査の申立または行政訴訟の提起を行わず、 なお履行しない場合、 行 .政機関が本法第四五条の規定により過料または延滞金を実施してから三○日が経過し、 行政強制執行権を有する行政機関は、 差押え措置を講じた行政機関は、 強制執行を実施することができる。ただし、当事者が 封印し、差し押さえた財物を法により競売し 催告を経てもなお履行しない場合、 催告を経ても当事者が

5 代執行及び即時実施

て過料に充当することができる(四六条)。

行政機関は、 妨害の排除、 の財産 なお履行せず、その結果がすでに交通の安全を脅かし、環境汚染を招き、もしくは自然資源を破壊している場合! 安全の維持、 な強制手段として認められている。現在は一三の法律と一九の行政法規の中で代執行が規定されており、 代執行は、 に強制を加え、 代執行をし、 環境汚染の処理及び自然資源の保全などに関わっている。具体的には、 行政上の義務のうち代替的作為義務について、義務者がこれを自ら履行しない場合に、 原状の回復などの義務の履行を求める決定を行い、 義務者に代わって義務を実現するものである。 または利害関係の無い第三者に代執行を委託することができる(五〇条)。 当事者が期限を過ぎても履行せず、 中国では、 代執行も代替的作為義務 行政機関が法により当事者に 行政機関がそ 催告を経ても 主に交通 0

氏名または名称、 行の手続は、 住所、 原則として次の段階を経て行われる。 代執行の理由及び根拠、 方式及び時間、 ①代執行前に決定書を送達し、代執行決定書に当事者の 目的物、 費用の見積額及び代執行人を記載しなけ

会主

義法治

国

家の建設を憲法原則

五.

条

項

としている中

一国では、

状況が急を要する

行政

強

制

措

0

実

施

ŋ 置

る。

n なければならない。 たときは、 ばならない。 行をするとき、 現場で監督をした行政機関 ②代執行の三日 決定を下した行政機関は、 ⑤代執行 行の費用は、 前 に当事者に履行を催告する。 の職 原価に基づいて合理 員 現場に人員を派遣し、 代執行人及び当事者または立会人は 一的に確定し、 当事者が履行 監督させなければならない。 当事者がこれを負担する。 した場合は、 執行文書に署名または捺印 代執行を停止する。 ④代執行が完了し (6) 代執 行 ③ 代

暴力、

脅迫及びその他

0

不法な方式を使用

してはなら

ない

る 適用 けに、 は公共の秩序や民衆へ 務を課することなく、 がが 即 上の 許され 時強制を実施するには、 人権に対する苛酷な侵害を伴う恐れ いきなり行政機関が実力を行使して直接国民の身体、 即時強制 る。 法治国 は、 の危険を防止する目的で、 即 時 行政機関が目 家では、 に強制力を行使 法律に根拠規定が必要であり、 行政 上の 前急迫 強制執 して所 が 高 の必要があって義務を命じる暇がない 0 いず 期 行 したが が 0) 行政 行政 ń の場合にもその緊急性のゆえに、 強 0 目的を達するも て、 制 その目的、 自 の基本であ 緊急の危険 由 財産に働きかけこれを制約する作用であ 要件、 ŋ 0 から である。 即 限界が法定されなけ 相手 時 場 強制 一合に、 方自身を保 即 は 時 例 必要最 強 外と位 あらか 制 は 小 護すること、 限 ï 置 何 ń め づ 6 0) ばならな Ó け 即 相 6 予告も 丰 時 方に n る だ

で行政 代執行に限り、 は汚染物を速やかに除去する必要があ ちにこれを解 強制 続を補完しなけ 措 除しなけ 置 その を実施する必要がある 前 れば 時実施の手続が れば ならない。 ならない (一九条)。 場合、 行政機関の責任者が行政強制措置を講じるべきでない 行政強制法によって認められてい 行政法律執行員 また、 道路、 は、 河道、 四 航 [時間 路または公共の 以 すなわち、 内に行政 機関 場 状況が緊急で 所 行政機関は、 0) と判 責任 0 遺 留 者に 断したときは 物、 あ 報告し、 障害 その 物 また か 直

ŋ

当事者がこれを取り除くことができない場合、

代執

行

0)

即

時実施を決定することができる。 当事者がその場にい ない場合、 行政機関は、 事後速やかに当事者に通知し、 か

6 人民法院に対する強制執行の申立

法に基づいて処理しなければならない(五二条)。

屋徴収及び補償につき責任を負う(四条)。被徴収人が法定期間内に行政不服申立を申請せずまたは行政訴訟を提 ける家屋徴収及び補償条例」(二○一一年一月)の規定に基づき、 申立または行政訴訟の提起を行わず、行政決定も履行しない場合、 政強制法の関連規定もこの手続を再確認したものである。すなわち、 公民、 定に従って人民法院に強制執行を申し立てることができる(三四条、 強制執行を行うことができるが、 合、行政機関は、 中国では、 法人またはその他の組織が具体的な行政行為について法定期間内に行政訴訟を提起せずまたは履行しない場 が採られてきた。 行政行為の強制執行について行政上の強制執行と司法上の強制執行を併用する「複線制」 しかも補償決定が定めた期間内に立ち退かない場合、 人民法院に強制執行を申し立て、もしくは法により強制執行を行うことができる(六六条)。行 立法でこの手続を最初に認めたのは一九八九年に公布された行政訴訟法である。 行政強制執行権を有しない行政機関は、 市 行政強制執行権を有する行政機関は、 家屋の徴収決定を下した市、 当事者が法定期限内において行政不服審査 五三条)。例えば、 県級人民政府は、 期限満了日から三ヶ月以内に、 当該行政区域における家 国務院の「国有土地に 県級人民政府は (原語 本章の規 自ずから 双

受理、 行政強制執行権を有しない行政機関のために予定された人民法院に対する強制執行の申立手続としては、 審査、 即時執行などの諸制度が定められている。具体的には、 ①催告手続 行政機関は、 人民法院に強制

法により人民法院に強制執行を申し立てることになる(二八条)。

Ó

0

裁定を行政機関に送達しなければならない

裁定を下さなけ

ればならない。

執行しない旨の裁定を下す場合は、

理

由を説明し、

か

つ、

五日

苡 内に

執行しな

(五八条二項)。

ただし、

行政機関が人民法院による執行しな

五八条一

項)。

こうした実質的

審査が行われたうえ、

人民法院は、

受理した日から三〇日以

内に執行するか

ずれかに該当す

ることが

7判明、

した場合は、

裁定を下す

前に被執行人及び行政機

関

0)

意見を聴取することが

できる

法規の

根

拠が明らかに欠如している場合、

その他の明らかに違法で被執行人の適法な権益を損なう場

0)

している場

のについては、 制執行 ある場合は、 に定めるその他 る。 原則として形式的 お義務を履行していない場合、 申立を受領した日 申立を受けた場 ばならない 行を申し立てる前に、 理 執行目的物 由及び根拠、 行政機関 申立に対 Ŧi. が不動産であるときは、 五七条)。 本法第五八条に定める場合を除き、 の資料を提供しなければならない 合 ば、 L 審査が行われるが、 日以内に一級上の人民法院に不服審査を申し立てることができ、 当事者の意見及び行政機関の催告状況、 書 から一 Ŧi. 面審査を行 人民法院に強制執行を申し立てるときに、 当事者に対し義務の履行を催告しなければならない。 日以内にこれを受理しなければならない。 そして、人民法院が、 Ŧi. 日以 ・ 行政機関は、 1, 内に受理するか否かの裁定を下さなければならない 本法第 例外的に実質的審査も認められている。 不動産所在地の管轄権を有する人民法院に強制執行を申し立てる Ŧ. 所在地の管轄権を有する人民法院に強制執行を申し立てることができ 五条の規定に合致し、 第五八条に定められ (五五条)。 人民法院は、 強制執行を申 ②受理手続 受理した日から七日以内に執行 強制執行申立書、 行政機 た事実 しかも 関 し立てる目的物 は、 行政決定が法的執行 -人民法院は、 根拠 すなわち、 催告書送達の一〇日後に当 人民法院 一級上の人民法院は、 が 行政決定書及び決定を下した事 明ら (五六条)。 かに欠如 人民法院が 0) 0) 行政機 状況、 不受理の 力を備えて の裁定を下さなけ 3 関から強制 行 審 裁定に異議 政 查手続 五 機 不服 |事者が 行 益四条)。 関 政 執 法規 るも 0) 強 な

か

裁定に異議があるときは、

裁定を受領した日から一五日以内に一級上の人民法院に不服審査を申し立てることが

日から五日以内に執行しなければならない(五九条)。⑤強制執行費用 を行う場合、 し立てる際、 ならない 人民法院に即時執行を申し立てることができる。人民法院は、人民法院の院長の承認を経て、 一級上の人民法院は、 (五八条三項)。 振替、 申立費を納めない。 競売後に執行費用を差し引くことができる (六〇条一項、二項)。 ④即時執行手続 不服審査の申立てを受領した日から三〇日以内に執行するか否かの裁定を下さなければ 強制執行の費用は被執行人が負担する。 -状況が急を要する場合、公共の安全を保障するため、 人民法院が振替、 行政機関は、 人民法院に強制執行を申 競売の方式で強制執行 執行の裁定を行った 行政機関は

五. 行政強制権の行使における違法行為及びその法的責任

責任者に対し法により処分を科すことができる。 状況に該当する場合は、 職員は、行政強制権を利用して所属先または個人のために利益を図ってはならない(七条)と強調するとともに、 第六章で是正命令、 で、こうした行政強制権の濫用をいかに予防するかが重要な課題である。 右に述べたように、 行政機関による違法行為の法的責任については、行政機関が行政強制を実施する際に、下記のいずれか 処分、 行政強制権が実に広く行政機関、司法機関、金融機関及びその職員に付与されている。そこ 上級行政機関または関連部門が是正を命令し、直接責任を負う主管人員及びその他 賠償、 過料及び刑事責任を含む法的責任について詳細な規定を定めている。 ① 法律、 法規の根拠が無い場合、 行政強制法は、 ②行政強制の対象、 総則で行政機関及びその . の 方式

日に行政強制執行を実施した場合、 を変更した場合、 て当事者に 関連行政決定の履行を迫った場合、 ③法定の手続に違反して行政強制を実施した場合、 ⑤住民の生活に対し、 ⑥その他の行政強制を違法に実施した状況の 水、 電気、 暖房、 4本法 ガスの供給を停止する等の方式を用 の規定に違反し、 ある場合である 夜間または法定祝休

解除しなかった場合(六二条)である。 または毀損した場合、 すことができる。 政機関または関連部門が是正を命令し、 封印、 しなかった場合、 差押え、 ②封印、 凍結における手続違反につい ③ 封印、 ④預金・ 差押え、 差押えの法定期間内に処理の決定を行わず、 送金 凍結の範囲を拡大した場合、 0) 凍結 直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者に対し法により処分を科 の法定期間内に処理の決定を行わず、 ては、 行政機関が、 ②封印、 下 記の 差押えた場所、 状 または封印、 沢の いず または凍結を法により ń かに該当する場 施設または財物を使用 差押えを法により遅滞 遅滞 Ŀ. 級 行

これを滞留させ、 上納し、 押えた財物、 対 または形を変えて私的に配 象物の不法占有については、 または財政専用口座に振り替えなければならない。 または振り替えた預金・送金、 私的に配分し、 分した場合、 振り替えた預金 または形を変えて私的に配分してはならない 財政部門または関連部門がこれを返納させ、 競売及び法に基づく処理により得られた金員を滞留させ、 送金、 競売及び法に基づく処理により得られ いかなる行政機関または個人も、 回 九条)。 直接責任を負う主管人 行政機関が 形式の如何を問 た金 員 封 私的に配 印 玉 わ 庫 差

関または関連部門が是正を命じ、

法により重過失記録、

降格、

免職または解雇の処分を科すことができる

人機関

の

職員が職

務上の

便宜を利用し、

封印、

差押えた場所、

降格、

免職または解雇の処分を科すことができる。

施設または財物を自己所有とした場合、

上

政

(六三条)。

及びその他の直接責任者に対し法により重過失記録、

29 (熊本法学128号 '13)

一級行政

次いで、

金融機関による違法行為の法的責任については、

金融機関が下記のいずれかの状況に該当する場合、

金

ができる。 融業監督管理機構が是正を命じ、 ①凍結の前に当事者に情報を漏洩した場合、②即時に凍結し、 預金・送金が移転されるに至った場合、③凍結し、振り替えるべきでない預金・送金を凍結し、 直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者に対し法により処分を科すこと 振り替えるべき預金・送金を凍結せず、

監督管理部門が是正を命じ、併せて違法に振り替えた金員の2倍の過料に処し、 または振り替えた場合、 本法の規定に違反し、 金融機関が金員を国庫または財政専用口座以外のその他の口座に振り替えた場合、 ④預金・送金の凍結を遅滞なく解除しなかった場合である。 直接責任を負う主管人員及びその

他の直接責任者に対し法により処分を科すことができる(六六条一項)。

ことができる または強制執行範囲を拡大した場合、 人民法院による違法行為の法的責任については、人民法院及びその職員が強制執行中に違法行為を行い 直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者に対し法により処分を科す

接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者に対し法により処分を科すことができる(六六条二項)。 り得られた金員は、 人民法院が振替、 人民法院が金融機関に金員を国庫または財政専用口座以外のその他の口座に振り替えるよう命じた場合、 私的に配分し、または形を変えて私的に配分してはならない(六〇条)。本法の規定に違反し、 国庫に上納し、または財政専用口座に振り替えなければならない。 競売の方式で強制執行を行う場合、振替えた預金・送金ならびに競売及び法に基づく処理によ 形式の如何を問 直

ならない。犯罪を構成した場合、 本法の規定に違反し、 公民、法人またはその他の組織に損失をもたらした場合は、法により賠償を行わなければ 法により刑事責任を追及することができる (六八条)。

勢がうかがえる。

が行政 強制 行 私的に配分し、 り厳しい。例えば、 罰 規定が置かれ 者に対 く処理 過料」(六六条一項) ないが、「行政強制法」 行政処罰法」 為に 員も含まれ 行政 0) 責任 法 つい により得られた金員を滞留させ、 許可の実施にあたって徴収した費用を滞留させ、 行為の実施主体による違法行為及びその法的責任については、 主 (六三条二項) て、 一体は行 重過失記録、 ってい てい $\widehat{\Xi}$ または形を変えて私的に配分した行為につい W 五条 るが、 る。 ずれも直 政機関のみであったが、 「行政処罰法」(五八条一項) に処するなど、 5 次いで、責任形式に関する規定はより明確である。 には、 は、 降格、 「行政強制法」の特徴と言えば、 五九条) |接責任者に対し曖昧な 行政機関が封印し、 「重過失記録、 免職または解 には、 行政処分の内容をより具体的に明示している。 違法な行政行為に対して大まかに 私的に配分し、 行政強制の責任主体には行政機 雇の処分を科す」と定めており、 降格、 差押えた財物、 は、 「行政処分に処する」と定めることにとどまっているが、 免職、 行政機関が過料、 または形を変えて私的に配分した行為につい 流用し、 まず、 解雇」(六三条二項)、「違法に振り替えた金員の二 て、 責任主体の または振り替えた預金・送金、 また、 私的に配分し、 「行政 「行政許可法」(七五条二項) 没収した違法な所得または 関 「行政処分に処する」ことしか定めて 「行政許可法」(七二条~七七条) 許 範 0) 可法」 Ú 囲はより広い。 違法な行政行為に対する厳罰 または形を変えて私的に配 か、 さらに、 及び 人民法院、 「行政処罰 法的責任 行政許可及び行 競売及び法に基 金 財物を流 一融機関及びその は 法 て、 0) 直 行 追 接責 及は 化 分し 政機 用 b 及び 0) 政 関 た 闡 ょ 捣 政 0 処 連

六 お わ ŋ 行政強制法の実効性及び課題

向 行政手続法制の整備における大きな出来事であり、 かっ 困難な実施過程に直面するかもしれない。 行政 て一歩前進したことを示している。 強制法の制定は、 政府の公権力を規律し、 しかし、 行政手続法体系における「空白」を補填した重要な法律として、 紆余曲折の立法過程を経てようやく成立した行政強制 政府の経済社会事務に対する管理が制度化、 規範化、 法は、 法制化に ょ

n

が採択された後、 行政強制権の濫用を抑制するためのものであるという立法趣旨を周知するのは実に大きな課題である。 る社会の関心が薄いことを物語っている。 少なからず抵抗感を覚えているのが現実である。 七件の意見を募り集めたが、個人所得税 重要な法律案は、 の強制がまだ足りないのか」というような声もあった。「立法法」の規定により、 「務院及び各地方の行政機関が本法公布前に制定された法規、 権がとりわけ優位にある中国では、 行政 強制法が政府の強制権限をさらに増強、 社会に公開して意見を徴することができる(三五条)。行政強制法 全人代法律委員会も、 関係部門に対し多様な形で本法を広く宣伝し理解を深めなければならず、 (草案)が二四万件の意見も徴集したのに比べ、 多くの民衆が したがって、 市民の間から「行政強制法って誰のための強制なのか」「私達 行政強制法の実施にあたって、こうした疑念や不安を如何 拡張するものではなく、 「行政強制」という言葉を本能的に怖が 規則及び規範的文書の整理に力を入れるべきである むしろ行政強制行為を規範化し、 全人代常務委員会に上程された (草案) 行政強制法の制定に対 は、 ŋ 各界から三七〇 行政 行政強制法 強 制法に

過かい

激に

なり、

不審な死を遂げた事件も少なくない。

社会階層の底辺に位置する民衆達の絶望感が表面

化した結果と

住民らがとる抗議手段も、

書簡の

送付から焼身自殺

と頻発

強制収用、

家屋

0

強制立退をめぐる死傷事件

行政

側

0

人権を無視した強制執行行為に対し、

とりわけ土地開発や都市改造に伴う土地の

収したことなど、

と建議した。

格させなければならないと指示した。 る国 地方的法規、 に与える影響や行政法律の執行に対する新しい要請を正確に理解させなければならないと同時に、 な契機であると強調したうえ、 重要な法律として行政 ない 行 一務院は、 政 条項に その中で、 強制法の施 __ 規則 0 1 行政 行は、 及び規範的文書における行政 ては改正 年八月、 機関と重 強制法は、 既存の または廃止 行政上 行政法律の執行人員を対象とする研修を行い、 大な関係を持つものであり、 玉 行政処罰法、 務院所属 立するが、 行政強制法をめぐる宣伝キャンペーンも全国の主要メディアを通して大々 の強制措置制度を改革するきっかけにもなってい の各部 強制 行政不服審査法、 確実に留保する必要のある条項に 門及び各級地方政府 の関連規定に対して速やかに整理し、 社会主義 行政許可法等に続く政 に対し 法治国家及び法治政 「行政強制 行政強制法の つい ては法律ま 府 法 る。 行政強制 府 0 0 が施行が 共同 実施 玉 0 1の最高 建 設を たは が政 に関 行為を規範 現存の 法 行政機 府 加 行 の規定に合致 す 0 政 の管 速する重 行 法規に昇 通 政法 理 関であ する を 営

定と行うには、コーンテステカーに行われた。

法で立ち退き拒否者を強制移転させることや、 る る 行 ほど横行しており、 強制 強制法は、 行 権 中 0) 行使を監督する効 国 「の行 深刻な社会問題となってい 政活 動及び社会に多大な影響をもたらすものとして、 深果が注 目されてい 都 市管 る。 理部 家屋立 る。 門 一退管理部門が水、 近年、 0) 職員が 地 :露店商 方行 政機関による の経営道 電気、 その施 具や ガスの 行状況、 野 商品をひっ 蛮強 供給を停止する等 特に 制 執 くり 地方政 行 返 が 目 0 13 ょ

33 (熊本法学128号 '13)

が

会轢死事件が挙げられる。 も言える。 この中で社会に広く注目され、 激しい論議まで巻き起こした実例としては、 唐福珍焼身自殺事件と銭雲

く世 鎮めようと「法の執行にお 珍の死にいささかの陳謝の念も持たず、「焼身自殺は法を無視した悲劇だ」と言い張った。 二九日、 建てた持ち家である。二〇〇七年、 立たないうちに復職 を続けたが、夫らが執行人員に暴力を振るわれる様子を見た唐福珍は、 府による強制立ち退きが執行され、 ランダで焼身自殺を図り死亡した。 の補償金は 二〇〇九年一一月一三日、 の注 救護の甲斐なく病院で亡くなった。 目を集め、 家を建てた時の総額の三分の一にすぎないとして決着していなかった。事件当日、 じた。 強制的な立退きの実施方法が人々からやり玉にあげられたためか、 W 四川省成都市金牛区天回鎮に住む唐福珍 て指揮が不適であったことによる事故」と認めて鍾局長を停職処分にしたが、 三階建ての建物は、 下水道整備工事のため市政府から立ち退きの交渉が行われたが、 追い立てられた唐一家は三階屋上ベランダに上がり、 事件後、 現場指揮にあたった金牛区都市管理執法局長の鍾氏は 唐福珍夫婦が一九九六年に成都市政府と借地契約を結んで (四七才) 自分にガソリンをかけて火をつけた。 は、 強制立退の執行中に自 成都市政 ガソリンを撒くなど抵抗 しかし、この事件は広 府 早朝五時に市 住宅取 側は 世論 宅のべ 月

銭氏の死体現場には不自然な点が多いため、 トでも 方政府に陳情して投獄され、二○○九年に出獄した後もインターネット上で地上げを糾弾していた人物であった。 て死んでいるのが見つかった。 二〇一〇年一二月二五日、 銭村長は村民の利益を守るために官僚の恨みを買い、 浙江省楽清県寨橋村の元村長である銭雲会(五三才) 銭氏は村長であった二○○五年、 土地強制収用をめぐる謀殺事件の可能性が疑われていた。 殺害されたという情報が飛び交っていた。 村の土地を強制収用された問題で村民を率 が道路で工事用作業車にひ インターネッ しかし、

温 事件を捜査した公安警察当局は、 市 中 級 裁判では、 人民法院は、 加害者の運転手が交通事故を引き起こす罪で法定最低刑に近い三年六ヶ月の この量刑が適切であるとする第二審判決を下した。 謀殺する可能性を排除して交通事故として認定した。二〇一一 年二月 刑罰を受けたが 日 に行

略する)を発布 見直しが迫られるようになった。 が出 て当事者に関連行政決定の履行を迫った場合の直接責任者に対する罰則も ことができる 11 てることができる するために、二〇一一年一月、 して自力強制執行を実施することが一般的であった。 て法により人民法院に強制立退を申し立てることができる(一七条)。 13 、場合、 場合、 激し 訴訟を提起しない 被徴収人が補償決定が定めた期間内に立ち退かない場合、 !る事件がその後も各地で相次いでいることから、 V 行政強制 家屋所 世 当事者が法定期 論 0 (五三条)。 在地 嵐を起こしたこの二つの事件は、 Ļ |執行権を有しない行政機関は、 (二八条)。 0) 強制立退の が市、 、場合、 この 県級人民政府によって関係部門に強制立退を一任するか、 限内において行政不服 家屋の徴収決定を下した市、 Ú 行政強制法も、 執 国務院は、 か、 当該管理条例によれば、 行権を行政機関に付与せず、 住民の生活に対し、 新たに 人民法院に対する強制執行の申立について関連規定を置 中国において氷山の一角に過ぎなかった。 期限満了日から三ヶ月以内に、 審査の申立または行政訴訟 「国有土地における家屋徴収及び補償条例」(以下、 地方行政機関による「野蛮強制 1000 水、 被立退人または家屋賃借人が所定の期間内に立 県級: 電気、 年一一 しかも法定期間内に行政不服申立を申請せずまたは 人民法院による強制執行の一 人民政府は、 暖 月に施 地方政府の関係部門は、 房、 萌 記し ガスの 法により人民法院に強制 の提起を行わず、 行された ている 人民法院に強制執行を申し立 供給を停止する等 または家屋立 執行」 都 (六一 市 本化を図 強制立 の積弊を根本 家屋立 行 この条文を根 退管理 政 退管理 腹に 決 に定も履 一った。 の方式を用 執行を申 伴 部門 補償条例 7 ゕ ち退 条例 犠牲 行 すなわ ら是正 拠に か 者 な 0

は名称、 か、 中において必要に基づき関連証拠を取り調べ、当事者に質問し、 の意見書、 証拠及び根拠とされた規範的文書、 はじめとする一連の法律、 根拠が乏しい場合、 執行してはならない裁定を行わなければならない。 た申請書及び添付書類に加えて、 し立てられた国有土地における家屋徴収及び補償決定に係わる事件の処理における若干問題に関する規定」 利益に重大な損害をもたらした場合、 他方、 または被執行人の基本的生活、 確に処理することにより、 (五条)。 市 ⑦法律、 住所及び強制執行に関連する財産状況などの具体的情況である(二条)。そして、 ③社会安定リスクに関する評価資料、 四号) 県級人民政府が人民法院に強制執行を申し立てた国有土地における家屋徴収及び補償決定に係わる事 行政強制法、 また、 法規、 という司法解釈を発布した。 ③明らかに公平補償の原則に適合せず、 徴収補償決定には次の各号に掲げる事由 規則等に規定された強制執行に適さないその他の状況のある場合 法規等の実施により強制立退における行政強制執行権濫用の防止が期待できるものと思 行政訴訟法及び「補償条例」に基づき、二〇一二年三月に「人民法院に強制執行を申 以下の書類も提出しなければならないとした。すなわち、 公共の利益を守り、 生産経営条件への保障を失わせた場合、 ②徴収補償決定の送達済証明書、 ⑤法定の手続または正当な手続に甚だしく違反した場合、 その中で、 ④強制執行を申し立てられた家屋の状況、 ①明らかに事実の根拠が乏しい場合、 被徴収家屋所有権者の適法な権利利益を保障するために、最 強制執行の申請機関は、 被執行人の適法な権利利益に重大な損害をもたらした 聴聞会を組織するかまたは現場調査を行うことも のいずれかに該当する場合、 催告情況及び家屋被徴収人、 ④明らかに行政の目的に違反し、 「補償条例」二八条に定められ ②明らかに法律、 人民法院 (六条)。 ①徴収補償決定と関 ⑤被執行人の姓名また 人民法院は、 (6) 直接利害関係 は 行政強制法を 職権を踰 それ 法規 査期 (法釈

われている。

され

た公共事務を管理

する事業組織であること、

②関係法律、

法規、

規則

及び業務を熟知する職

員を持つこと、

(3)

置きながら、 存措 え、 き、 証 制 に合致する ょ とも急務な課題で 施効果を弱 施 づく 一挙されて また、 手 n 置 置と見なし 拠 度 行 置は、 ば 間 政 を適用 0 、厳格、 行させて登 登 0 強 がが 行 行 協 制 0 録 はず、 組)政機 政 証 保 調 法 滅失する恐れ 8 な規制 11 処罰 る四 て多 も不 存 織を委託 る て特に明 厳格な適用条件及び実施手続を定めているのに対し、 拠保全の 0 関 措 円 お あ 恐れ 行政 甪 鍄 滑 は、 を避け 置 種 可欠である。 の委託執 してい 保存することができ、 が な実施を保 類 ~定めら 法律、 処罰法に定められた登 方法であって、 確な規定を置 が 0 して行政処罰を行わ るため が あ 行 るた あり、 行と行 政 るのも現実である。 強 ħ 法規または規則 め 登録保 証 制 7 0) 措置 または以後取得することが困 政 W Ļ 強 登 抜け道」 る。 11 行政強制措置ではない 存措置 7 その実効性を高めるためには、 制 録保存措置をも に含まれ す 措 11 かなわ ない。 せることができる。 置 か 0 にもなってい 録保存措置を直 0) つ、 0) 4ち、 行 適用をめぐる問題はその一 規定に基づき、 適 7 用に ح 政 七日以内に適時処理 Vi な 強 0) 行 ため、 関 政機 0 11 制 ける 法 て形を変えた行政 0) る。 で、 は、 関 |接適用することがある。 b 間 が このような のの、 開雑な状況 具体的 その法定の 題 行 証 同 部 法の が 政 拠を収集するとき、 0) 挙 行 強 行政処罰 げら 政機 同法 には、 調整を受け 制 多くの 況の下では、 0) 措 決定を行 権 強制措 れ 関 置 つである。 の規定に関連してい 有実無名」 法は、 は 委託を受ける組 限内にお る。 行政機関は、 0 対 お な 象 行 置を行う 行 行政機関 なけ 政 登録保存 政 11 b 登録 強制 抜き取 処罰 11 種 行政処罰法第三 て本法 Ŏ 類等に 0) n 問 状 لح 保存措置 それを事実上 関 法 法に定 ば 沢況は、 1措置 る責任が 第 思 織 題 なら り方法を採ることが がは、 、る諸 の定め を ゎ 0 者の許 八 如 れ 置 め 11 な 0 6 て明 制 1 行 が 適用条件及び 何 法に る以 行 七 度 政 行 n 第 解 強 政 政 た行 確 0) 可を経たう 0) ょ な 制 強 行 強 決 5規定 一項に 法 ŋ 0) 九 制 制 政 政 登 や各 強 強 録

実

は

で

施する。 違法行為に対して技術検査または技術鑑定を行う必要のある場合には、 制限を定めている。 わせる条件を備えることが必要である。他方、 行政強制措置権は委託してはならない。 すなわち、 行政強制措置は、 行政処罰法の規定により相対的に集中した行政処罰権を行使する 行政強制法は、 法律、 法規に定める行政機関が法定の職 行政強制措置の実施機関及び実施人員に対し厳 相応の技術検査または技術鑑定を案配 権の範囲 お · て実

受けた組織が、 行政処罰の委託執行が行政処罰権に関連する行政強制措置を適用できるかの問題は早急に検討されるべき課題であ 行政処罰権を法定の条件に合致する専門的技術を備える事業組織に委託して行使させる可能性が大いにある 徴することができなくなると考えられる。 持たずに委託を受けた組織は、 たは延滞金の賦 加徴することができると記載されている。ところが、 行政機関の資格を有する行政法律執行員により実施されなければならず、その他の者はこれを実施してはならない 行政機関は、 また、 行政 大部分の行政処罰決定書には期限までに行政処罰の決定を履行しない罰則として過料または延滞金を 、課があると定めている。この規定によれば、 行政処罰事件を処理する際に、 強制措置は、 法規に定める行政処罰権と関係のある行政強制措置を実施することができる。 行政処罰事件を処理する過程において行われることもあるので、この規定は、 委託する行政機関の名義をもって行政処罰を実施する場合に過料または延滞金を加 今後とも多くの分野では、たとえば食品薬品の管理監督に 関係のある行政強制措置を実施できない状況を生じさせる可能性 行政強制法第一二条では、 法律、 法規による授権がない 行政強制執行の方式として過料 、限り、 行政 行政強制措置は 強制 いて

として法律に行政機関による強制執行が定められていない場合、 行政 強 制執行と代執行の適用をめぐる問題もある。 行政強制法は、 行政決定を行った行政機関は、 行 政強制執 行の実施につい 人民法院に って 強制

削

る。

性

があ 員

ると思わ

n

か

任意解釈」

Þ

法条曲解」

を防止するためには、

この三つの場合における情状を細分化して法定する必

③自然資源を破壊した場合に限って、 行を申 わ の 行をし、 場合を判断する具体的 そ 強制 が状の ・し立てなけ または利害関係のない第三者に委託して代執行をさせることができる 果がすでに交通の安全を脅かし、 回復などの義務履行を求める決定を下し、 行の 権限を持たない ればならない な基 準がない (一三条) と定めている一 行政機関は、 代執行を通じて自ら強制執行権を行使することができる。 ため、 環境汚染を招き、 その結果が①交通の安全を脅かした場合、 事実上、 当事者が期限を過ぎても履行せず、 行 方、 政 機関 例外的 もしくは自然資源を破壊した場合、 0) 裁 には、 量に委ねら 行政機関が法により当事者に ń (五〇条) てい る。 ②環境汚染を招 催促を経てもなお とも認めている。 行政 ところが、 機関及びそ 行 政機 いた場 関は、 妨 の執 0 な 代 排

関は、 及び当事者が 知・ ほ 政強制措置を実施するとき、 送達されてからはじめて効力が生じる。 法に 行政 基 強制文書の送達手続にお づき有する 権 利 当事者に立ち会うよう通知する。 救済手段を当事者に告知する。 13 ても問題がある。 具体的には、 行 まず、 政強制法 当事者 その場で行政 行政 の規定によれば、 強制 の陳述と弁明を聴取 措置 強制措置を講じる理 0) 実施手続 行政 強 お 現 11 0 場 決定 て、 記 行 "当 を 政

照合を行わなけ 成する。 おい 者に義 利を有する。 て、 現場記 務 0 履 屰 ればならない 機 行を催告しなければならない 録に当事者及び行政法律執行員が署名または捺印を付す 行 関 政 は 機 関は、 強制執 当事者の意見を十分に聴取 行 0) 決定を行う前に、 さらに、 (三五条、 行政強制 または人民法院に強制 五四条)。 Ļ 執行決定の送付手続に 当 事者の 当事者は催告書を受領した後、 申 し出 (一八条)。 執行を申 た事 実 お 次いで、 し立てる前 理 由 及び 催告書、 義務履 証 に、 拠に対 陳 述と弁 あら 行 政 0) 強 催告手続 一明を行

(三六条)。

て、

行

制

決定書は、

日に及ぶ期間が満了するまでには、 ことになる。公示した日から六○日を経過したときに、送達されたものとみなす(八四条)。すなわち、この六○ できない。そして、民事訴訟法の関連規定によれば、 たりする場合も少なくないので、 の決定がすでにその場で当事者に告知されたかまたは当事者に直接送達されたという共通する前提があったと考え のである。これは、 しかし、行政強制の実務においては、当事者が現場に居ないかまたは現場に行くことを拒否したり逃走し 行政強制の執行効率や違法行為の即時な制止に影響を与えるばかりか、 行政強制文書が確実に当事者に告知・送達されない限り、 行政強制の決定がなお発効していないため、次の執行手続も事実上始動できな 送達を受ける者が行方不明である場合には、公示送達をする 行政強制 その実施効果に一種 の決定も発効

の不確定性をもたらしている。

利益をも保護しなければならない。 の秩序を守ると同時に、 は、 政による要請であるとともに、公民の適法な権利利益を擁護することからも必要である。したがって、 民の人身権及び財産権に対する処分または制限にも係わるため、 処罰法などに比べて、 全人代が行政強制法の立法趣旨について説明されたように、 政機関に必要な強制手段を付与して行政機関の法に基づく職務履行を保障及び監督し、 強制法の実施は、 行政強制法が提起している問題はより複雑であり、 行政強制行為を規律して権力の濫用を防止し、公民、法人及びその他の組織の適法な権 現行の行政手続法制にとっても新たな挑戦である。 法に基づき行政強制権を規範化するのは、 行政強制制度は、 般民衆の権利利益と密接に係わって これまで制定された行政 行政管理の効率だけでなく、公 公共の利益及び社会 行政 可 強制

確実な実施にとって最大な課題であると言えよう。

し『法治国家』概念に照らすと、 点で、ようやく一応の体系的な法制度が整備されたといった具合であり」、「近代法の原理である と、実際的には るかといえば特段なく、 つまり、 しかし、 行政強制という行政作用の中でも権利侵害性の強いものについて、それまで統 法に依る行政という流 『依法行政』に反するような行政強制の みられるが、 むしろ従来からの立法の枠組みに沿ったものと考えられる。ことも鋭く指摘され 根源的な問題状況に存置されたままである。つまり、 n の中で制定された行政強制法の内容について言えば、 『乱』『濫』という深刻な問題に対処しなければならない 抜本的な改善は難しいと思われる」。 漸次的な法改革は 一的な法律がなかっ 何 か見新 『法の支配 1 てい b 『依法行 0 たこ が あ

0) 行使を最小限に抑えるのは、 「もろ刃の剣」とい 和のとれた社会」の構築は、 われる行政強制権を的確に運用しながら民衆の理解と信頼を勝ち取ることは、 理想的。 現段階の中国において重要な戦略的目標として掲げられているが、 な 調 和のとれた社会」 があるべき姿であるようにも思わ れる。 行政 行 政 強制法 府 政 が 強 制 如 何 権

政

進路線の

单

現行の憲法体制を前提にする限り、

注

- $\widehat{\mathbb{1}}$ 原田尚彦 『行政法要論 (全訂第七版)』 (学陽書房、二〇一〇年) 二一九頁~二二〇頁
- 阿部泰隆 『行政法解釈学Ⅰ』(有斐閣、 二〇〇八年) 五五五頁~五五七頁
- 3 宇賀克也 『行政法概説Ⅰ 行政法総論 [第四版]] (有斐閣、 二〇一一年)二一 Ŧī.
- 4 阿部泰隆 前揭注 (2)五五五頁~ 五五七頁
- $\boxed{5}$ 櫻井敬子・ 橋本博之 『行政法 第二 版 (弘文堂、 平成二三年) 七六頁

- (6) 王健「行政程序法離我們併不遙遠 制」二〇一一年第一九号一八頁~二〇頁 専訪中国政法大学終身教授、 中国法学界行政法学研究会会長応松年」、「民主与法
- (7) 楊中旭「『行政強制法』 向建成『法治政府』邁出重要一歩」、「中国新聞週刊」二〇〇六年一月一七日
- 〔8〕廖隆章ほか「『法治湖南的美麗景観』専題報道之一:『作蚕自縛』的革新」、「民主与法制」二〇一一年第一九号六頁~九 葉必豊「『行政強制法』 一背景下行政調査取証制度的完善」、「法学」二〇一二年第二号八一頁
- (9) 原田尚彦・前掲注(1)二二九頁~二三○頁。
- 10 の行政行為に関する手続と法(2)――」が『熊本法学』第一一二号(二〇〇七年一一月)に掲載されている。 本法学』第一〇七号(二〇〇五年一月)に掲載され、「中国における治安管理処罰法の制定と行政処罰制度の改革 拙稿 「中国における行政許可法の制定と行政管理体制の改革 -中国の行政行為に関する手続と法(1) が 中
- (11) 袁曙宏「我国 『行政強制法』的法律地位、 価値取向和制度邏輯」、「中国法学」二〇一一年第四号五頁~六頁。
- (12) 同右注。
- 13 代表大会法律委員会副主任委員「全国人民代表大会法律委員会関於『中華人民共和国行政強制法(草案)』修改情況的匯報 陳麗平「行政強制法草案三審 −二○一一年四月二○日在第一一届全国人民代表大会常務委員会第二○次会議上」、「全国人民代表大会常務委員会公報 個人生活必需品不得查封扣押」、「法制日報」二〇〇九年八月二五日。 **喬暁陽・全国人民**
- (4) 袁曙宏・前掲注 (11)。

二〇一一年第五号四八四頁

、「5〉常紅ほか「張世誠・全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会行政法室副主任:「行政機関自行随意設置行政強制是 「乱源」」、 同 「専家:行政強制必須由行政権力機関実施不得委託」、「人民網」 (二〇〇九年八月二七日

20 19

http://www.npc.people.com.cn/GB/14957/53050/9939926.html

http://www.npc.people.com.cn/GB/14957/53050/9940207.html

16) 朱宝玲「『中華人民共和国行政強制法』 の立法による外商企業を含む私企業への影響につい て、 「国際商事法

Vol.39,No.12(2011)1822頁

〔1〕信春鷹・全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会副主任 ○○五年一二月二四日在第一○届全国人民代表大会常務委員会第一九次会議上」、「全国人民代表大会常務委員会公報」二 「関於 『中華人民共和国行政強制法 (草案)」 的

〇一一年第五号四七八頁

18 常紅ほ か 「専家: 『行政強制法』 難産恰在協調公権力与私権力」、 「人民網」 (二〇〇九年八月二七 H

http://www.npc.people.com.cn/GB/14957/53050/9940278.html

阿計「行政強制法、最後一塊『硬骨頭』」、「民主与法制」二〇〇六年二月下半月刊

(総四五三号)

龔国輝ほか 『行政程序法』 漸行漸近」、「法制与新聞」二〇〇六年第三号九頁

21 喬晓陽·全国人民代表大会法律委員会副主任委員「全国人民代表大会法律委員会関於 修改情況的匯報 ─二○○九年八月二四日在第一○届全国人一代表大会常務委員会第一九次会議上」、「全国人民代表 『中華人民共和国行政強制法 草

袁曙宏・前掲注 (11) 七頁~九頁。

大会常務委員会公報」二〇一一年第五号四八二頁

23 胡建淼 「『行政強制措施』与 『行政強制執行 的分界」、 「中国法学」二〇一二年第二号九一頁

24 袁曙宏・前掲注 11 四頁

25 孫彦「『行政強制法』 の制定について」、 「国際商事法務」Vol.39,No.9(二〇一一年)。

43 (熊本法学128号 '13)

28

- (26)喬暁陽・前掲注(21)四八三頁。
- (27) 袁曙宏·前掲注(11) 一九頁。

芝池義一『行政法総論講義 (第四版)』(有斐閣、二〇〇一年) 一九七頁~一九九頁。

- (29) 同右注・一九七頁
- (30) 喬暁陽・前掲注(21)四八五頁
- (31)原田尚彦・前掲注(1)二一九頁~二二○頁、二三七頁~二三八頁。
- 二○頁~二一頁。

——写在『中華人民共和国行政強制法』出台之際」、「法制与新聞」二〇一一年八月号

32

袁曙宏・前掲注 (11) 二〇頁

(34)同右注。陳麗平「行政強制法草案公開徴求意見結束」、「法制日報」二〇〇九年一〇月一〇日。

(35)「全国人民代表大会法律委員会関於『中華人民共和国行政強制法 号四八七頁 月三〇日在第一一届全国人民代表大会常務委員会第二一次会議上」、「全国人民代表大会常務委員会公報」二〇一一年第五 (草案五次審議稿)』修改情況的報告 一二〇一一年六

http://www.gov.cn/jrzg/2011-09/01/content_1938536.htm

『関於貫徹実施「中華人民共和国行政強制法」的通知』(二〇一一年九月一日)」

(36)「国務院発布

- (37) 阿計「『行政覇権、 野馬束疆』専題報道之三:細節中閃爍着人性光芒」、「民主与法制」二〇〇六年二月下半月刊一一頁~
- (38) 王健「『以命相搏』 専題報道之二:唐福珍為何点燃自己 -心理專家解析强拆自殺現象」、「民主与法制」二〇一〇年一月

上半月刊一一頁~一二頁。 王健「『强拆之痛 専題報道之一:唐福珍自焚之后」、「民主与法制」二○一一年**一** 月上半月刊六

頁~九頁

39 被軋死事件」、「北京青年報」二〇一〇年一二月二八日)。趙洪傑ほか「温州警方未査出村長遭謀殺証拠目撃村民現身反駁」、 庄慶鴻「上訪村主任 『交通事故 致死疑雲重重」、「中国青年報」二〇一〇年一二月二七日。 孫昌銮 「楽清通報 一訪村長

40 南方日報」二〇一〇年一二月二九日。「銭雲会案終審維持原判」、 龐犍軍「対『行政強制法』在食品薬品監管執法中的幾点思考」(二〇一三年四月一七日 「法制日報」二〇一一年三月一九日

http://www.scfda.gov.cn/CL0206/68395.html

42 41 楊小軍「『行政強制法』実施問題分析和対策」、「中国改革」二〇一一年第八号。

信春鷹「全国人民代表大会常務委員会公報」二〇一一年第五号四七八頁。

(43) 上拂耕生「中国の行政強制法について-−行政の法治化の観点から───」、「アドミニストレーション」第一九巻第二号

44 (100111)同右注 五九頁。